

青警本生企第144号

平成13年3月30日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県迷惑行為等防止条例の制定について

この度、青森県迷惑行為等防止条例（平成13年3月26日青森県条例第5号）が別添のとおり制定・公布され、平成13年7月1日から施行されることとなったが、制定の理由及び内容については次のとおりであるから、所属職員に周知徹底されたい。

記

1 制定の理由

近年、県民の身近な日常生活の中で、不良グループによるオヤジ狩りや凶器使用の「凶悪・粗暴行為」、暴走族による深夜の「迷惑走行」、電車内での痴漢や隠し撮り等の「卑わい行為」等、県民生活の安全と平穩を脅かす不当な行為が増加し、事案によっては凶悪・重大事件に発展する場合も認められるなど、県民に大きな不安や迷惑を与えているところである。

このような不当な行為は、新たな行為形態であり、刑法や軽犯罪法等の現行法令による対応が困難であったり、実効性が期待できないことから、県民に対して著しい不安や迷惑を及ぼすこれらの不当な行為を直接規制する「青森県迷惑行為等防止条例」（以下「条例」という。）を制定し、実効ある規制を行い、県民生活の安全と地域の平穩を保持しようとするものである。

2 制定の内容

条例により、規制する迷惑行為は次の6行為である。

(1) 危険器具等による迷惑行為の禁止（第2条）

公共の場所又は公共の乗物内において、刃物や鉄棒等の人に危害を加えることができるような危険器具等を携帯し、みだりに振り回す等により他人に不安を覚えさせるような行為を規制することにより、個人の自由な意思と行動を保護し、県民の生命、身体、財産の安全と平穩な生活を保護しようとするものである。

例えば、ねぶた祭のカラスハネトが一升ビンを振り回したり、暴走族風の旗を振り回したり、あるいは、花火を人に向けて発射するなどして、他人に不安を覚

えさせた場合は、本条に違反するものである。

(2) 多数でうろつく等による迷惑行為の禁止 (第3条)

不良少年グループ等のいわゆる素行不良者によるぐれん隊的な粗暴行為を規制するものであって、公共の場所において、多数で、通行人に言い掛かりをつけ、すぐむ等の行為を規制することにより、不良少年グループ等による恐喝事件やオヤジ狩り等の粗暴・凶悪犯罪の発生を未然防止し、もって街頭や乗物等における個人の意思及び行動の自由を保護しようとするものである。

例えば、ねぶた祭のカラスハネトが駅前、新町通り等において多数集まり、たむろして、通行人等に言い掛かりをつけたり、すぐんだりして通行人に不安を覚えさせた場合は、本条に違反するものである。

(3) 祭礼等における混乱誘発行為等の禁止 (第4条)

いわゆる地域の行事や娯乐的催物等で多数の人が集まっている公共の場所において、混乱を誘発し、又は助長するような行為を規制することによって、不測の人為的災害の発生を未然に防止しようとするものである。

例えば、ねぶた祭りのカラスハネトが物を投げたり、人を押しのけたり、わめいたり、棧敷席に乱入したりして、その場を混乱させる場合は、本条に違反するものである。

(4) 自動車等の暴走行為の禁止 (第5条)

本条の規制対象は、公共の場所（道路交通法に規定する道路を除く。）において、正当な理由がないのに、他人に危険又は迷惑を覚えさせるような方法で自動車又は原動機付自転車を走行させることである。

例えば、道路交通法が適用されないフェリー埠頭、公園、公共施設の駐車場、郊外の大規模ショッピングセンターの駐車場等において、爆音走行や急発進、急ブレーキをかけたりにして、他の利用者等に不安や困惑等を覚えさせる行為が本条に違反することとなる。

(5) 卑わいな言動の禁止 (第6条)

本条は、公共の場所又は乗物内において行われる次の卑わいな言動を禁止するものである。

ア 痴漢行為の禁止

刑法の強制わいせつ罪に至らないいわゆる「列車内等での痴漢行為」を規制するものであり、具体的には、衣服等の上から身体に触れる行為や直接身体に触れるような行為

イ のぞき見行為の禁止

いわゆる「階段の下から女性のスカート内をのぞき見る行為」等を規制するものであり、具体的には正当な理由がないのに、衣服等で覆われている他人の

下着や身体の一部をのぞき見する行為

ウ 盗撮行為の禁止

いわゆるスカート内等の盗み撮り行為等を規制するものであり、衣服で覆われている他人の下着や身体の一部を撮影する行為

(6) 押売等の禁止（第7条）

本条は、押売行為等を禁止し、押売の定義を規定したものである。

すなわち、私住居等における生命、身体の安全及び生活の平穩の保護と、財産的侵害を防止するため、何人も行商する場合は、押売等の行為をしてはならないとするものである。

なお、本条は、従来「押売防止条例」（昭和32年青森県条例第12号）で規定されていたもので、本条例で規制する迷惑行為の一類型として整理・統合したものである。

3 広報活動の徹底

(1) 県民に対する広報

県民に対する条例内容の周知徹底を図るため、県内の警察署及び市町村の掲示板等にポスターを貼付するほか、リーフレットの新聞折込、テレビスポット、各市町村広報紙への掲載等を5・6月に集中的に行い県民への広報を徹底する。

(2) 警察職員に対する教養の実施

ア 巡回教養の実施

条例に関する巡回教養を4月中旬以降、青森、八戸、弘前、五所川原、十和田、むつの6ブロックにおいて実施する予定であり、別途通達する。

イ 解説書等の作成配布

「青森県迷惑行為等防止条例の解説」「青森県迷惑行為等防止条例違反事件捜査要領」を作成し、全警察官に配布予定である。

4 その他

青森県迷惑行為等防止条例については別添のとおりであるから参照されたい。